

令和6年度 朝来市住宅リフォーム助成事業 Q&A

1	Q	どのような工事が対象ですか？
	A	住宅の改修や設備導入など住宅の機能向上を図る工事が対象となります。単なる備品の設置だけのものは対象となりません。
2	Q	畳や襖などを交換するだけのものも対象になりますか？
	A	畳や襖、障子などを単独で交換するだけのものについては、対象になりませんが、他の内装工事と併せて行う場合は、補助対象工事として費用に含むこととします。
3	Q	シロアリの駆除なども対象となりますか？
	A	単なる駆除だけでは、リフォーム工事ではありませんので対象となりません。ただし、リフォーム工事に併せて駆除が必要になった場合は駆除にかかる費用も補助対象とします。
4	Q	外構工事は対象となりますか？
	A	居住部分のリフォーム工事が対象となりますので、外構工事は対象になりません。また、門や塀なども対象になりません。ただし、サンルームやウッドデッキで家と一体として使用するものに関しては対象となります。
5	Q	インターネット配線工事、電話工事は対象になりますか？
	A	リフォーム工事ではありませんので、対象となりません。
6	Q	オール電化工事は対象となりますか？
	A	対象となります。
7	Q	太陽光発電工事は対象となりますか？
	A	対象となります。
8	Q	エアコンの設置工事は対象となりますか？
	A	新規の設置工事は対象となります。ただし、交換については単なる電化製品の交換に当たりますので対象となりません。
9	Q	リフォーム工事を行うにあたり、建物の一部を取り壊す場合は補助対象となりますか？
	A	リフォーム工事のために行うのであれば対象となります。
10	Q	下水道への接続工事は対象となりますか？
	A	トイレや浴室などの改修工事を同時に行うのであれば対象となります。

11	Q	給湯設備機器工事（エコキュート、ボイラー等）は対象となりますか？
	A	対象となります。
12	Q	エコキュート等の長期保証料も対象となりますか？
	A	対象となりません。見積書に含まれている場合は、長期保証料を引いた金額が対象となります。
13	Q	窓ガラスの取り替えは対象となりますか？
	A	取り換えに際して、サッシの工事などが行われたり、機能向上のため断熱ガラス等に取り替えるのであれば対象となりますが、単なる窓ガラスのみを取り替えるものは対象となりません。
14	Q	市の他の住宅関連補助制度と併用できますか？
	A	1つの工事に対して補助制度の併用はできません。市のいきいき住宅助成を利用される場合は、対象工事を分けるようにしてください。
15	Q	別荘は対象となりますか？
	A	対象となりません。申請する方が実際に居住されている住宅が対象となります。
16	Q	自身が所有する賃貸アパートやマンションは対象となりますか？
	A	対象となりません。申請する方が実際に居住されている住宅が対象となります。
17	Q	建物の名義が親と子の共有名義になっていますが、親と子でそれぞれの申込みは可能ですか？
	A	共有名義であっても、1つの住宅に対して、1人の申請者しか補助の対象となりません。
18	Q	建物の登記上の所有者である夫が死亡しているため、妻が申込みをすることは可能ですか？
	A	所有者との続柄、居住、固定資産税の支払いについて確認できれば可能です。
19	Q	マンションなどの集合住宅の外壁や屋根などは対象となりますか？
	A	専有部分以外は対象となりませんので、この場合は対象となりません。
20	Q	店舗などの併用住宅について、店舗部分は補助の対象となりますか？
	A	住居部分のみが対象となります。住居部分と店舗部分の工事を同時に行う場合は、住居部分の工事について、工事内容、工事費、請求書なども分けるようにしてください。
21	Q	補助金申請前に工事を行いました。対象となりますか？
	A	市に申請をされる前に行われた工事は対象となりません。

22	Q	住宅を新たに取得してリフォーム工事を行う場合は、助成の対象となりますか？
	A	購入し、すでに居住されている場合は対象となります。ただし、住宅の取得費用は対象となりません。また、購入時にリフォーム工事などをされている場合も、その工事費用は対象となりません。

23	Q	設計費や工事監理費は対象となりますか？
	A	対象にはなりません。

24	Q	本人以外が代理で申請を行うことはできますか？
	A	代理で申請書を提出していただくことは構いませんが、申請者はリフォーム工事をされる住宅の所有者となります。

25	Q	申請時に必要な書類は何ですか？
	A	「住宅リフォーム工事補助金交付申請書」「リフォーム工事内容がわかる書類（図面など）」「工事見積書」「リフォーム工事施工予定箇所写真」の4点です。

26	Q	申請書はどこでもらえますか？
	A	市のホームページからダウンロードできるほか、担当課窓口（朝来市役所西館2階経済振興課）でも配布しています。

27	Q	郵送での申請は可能ですか？
	A	郵送での申請書類の提出は可能とします。

28	Q	申請書の一部を書き間違えた場合、すべて書き直さないといけませんか？
	A	一部を間違えた場合は、その箇所を訂正し、申請者の訂正印を押してください。（ただし、金額は不可。）

29	Q	工事はいつから着手したらいいですか？
	A	補助金の交付申請を市にされた後、市から補助金等交付可否決定通知書を送付しますので、通知が届いてから工事に取り掛かってください。なお、補助金申請から交付可否決定通知書送付までは、約3週間程度かかります。

30	Q	工事予定着手日はいつの日付を書けばいいですか？
	A	工事を予定されている日付を記入ください。ただし、補助金の交付決定まで日にちを要するため、申請日から著しく近い日付を記入されていますと受付できませんので余裕を持った日付を記入ください。

31	Q	補助金等交付可否決定通知書が届いた後に、工事内容が変わった場合はどうすればいいですか？
	A	変更する工事を行う前に、市に「補助事業計画変更申請書」「変更後のリフォーム工事内容がわかるもの（図面など）」「変更後の見積書（変更分だけでなく工事額すべて）」「変更前の工事施工箇所写真」の4点を市に提出してください。 ※工事内容が変わらず事業者が変更となった場合も届出ください。 ※工事内容、金額等が変わる場合は、一度経済振興課へご連絡ください。

32	Q	補助金を請求するときに必要な書類は何ですか？
	A	「補助事業実績報告書」「リフォーム工事代金領収書の写し」「リフォーム工事完了後の写真」「補助金等交付請求書」「住宅リフォーム工事補助金振込先口座届」の5点をご提出ください。工事が終了して工事代金を支払われたら速やかに提出ください。

33	Q	リフォーム工事はいつまでに終わらないといけませんか？
	A	いつまでとは特に指定してはいませんが、遅くとも令和7年2月末までに、市に補助金請求に関する書類を提出していただく必要がありますので、その期日間に合うように工事を終わらせてください。

34	Q	去年にリフォーム工事で補助を受けたが今回も補助金を受けることはできますか？
	A	可能です。

35	Q	工事前、工事後の写真はどのように撮影すればいいですか？
	A	申請時の工事前写真は、工事着工前のそれぞれの工事予定箇所の写真を撮影してください。 補助金請求時に工事完了後の写真を提出していただきますが、それぞれの工事箇所を、工事着工前と工事完了後でどのように変化したかがわかるように、同じ角度・構図で撮影して、比較できるようにしてください。

36	Q	工事見積書の内容はどのようなものが必要ですか？
	A	見積書の内容については、各工事ごとに金額がわかるように、ある程度詳細な見積書としてください。「一式〇〇円」という記載ですと、内容が判断できませんので、その場合は、別途工事内容がわかる明細書を添付するようにしてください。 また、見積書は、原則助成対象工事分のみで作成をお願いしますが、助成対象外工事部分と分けることが困難な場合は、助成対象分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。

37	Q	リフォーム助成事業の申請書受付期間はいつからですか？
	A	受付開始は令和6年4月15日(月)からで予算の上限に達し次第、受付を終了します。 受付時間は午前9時から午後5時までで、土日・祝日を除く平日のみ受付を行います。

38	Q	市内の施工業者とはどのような業者ですか？
	A	市内に事業所を有する法人又は市内に事業所を有する個人で住民登録されている事業者。

39	Q	リフォーム工事の一部だけを市内事業者が施工した場合も対象となりますか？
	A	市内事業者が施工した部分のみ対象となります。その場合は工事写真についてもその部分のみを撮影し、対象リフォーム工事部分が分かるようにしてください。

40	Q	トイレの便器の取り替えは対象となりますか？
	A	対象となります。ただし、便座のみの交換は対象となりませんが、対象となるリフォーム工事と一緒に行われる場合は、費用に含むこととします。

41	Q	ガスコンロからIHへの取り替えは対象となりますか？
	A	工事が必要な取り替えは対象となります。

42	Q	造り付け家具は対象となりますか？
	A	20万円以上（消費税含む）であれば対象となります。

43	Q	屋根の雪止めを取り付ける工事は対象となりますか？
	A	対象となります。その他樋工事も対象となります。

44	Q	レンジフードの取り付けは対象となりますか？
	A	対象となります。

45	Q	蓄電池の取り付けは対象となりますか？
	A	対象となります。

その他ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

朝来市産業振興部経済振興課（朝来市役所西館2階）

住所:朝来市和田山町東谷213-1

TEL : 079-672-2816 FAX : 079-672-3220

E-mail : keizai@city.asago.lg.jp

